

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君)

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）御指名をいただきましたので、議案第三十九号につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は、福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございまして、これも前二案同様、市長等につきましては、福生市の特別職の報酬等審議会の答申に基づきまして改定をしようとするものでございます。その内容でございしまするが、市長につきましては、現行五十万円を五十三万円に、アップ額三万円、アップ率六%。助役については四十三万五千円を四十六万円、二万五千円アップしまして、アップ率五・七%。収入役四十二万円を四十四万五千円、アップ額二万五千円、率にしまして六%でございします。

これも同様五十五年の四月一日から適用しようとするものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(小林南三君)
以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林南三君)
以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君)
この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております。議案第三十九号については、総務委員会に付託されんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林南三君)
お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本委員会は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

長（小林菊三君）御異議なしと認めます。よつて議案第三十九号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第十二議案第四十号福生市教育委員会教育

長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第四十号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につき、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案も特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、教育長の給与の額を改定しようとするものでございまして、現行四十二万円を四十四万五千円、二万五千円のアップで、率といたしましては六%でございします。

本案も適用は五十五年四月一日ということにいたしたいと考えております。

以上、大変雑駁でございますが、議案第四十号に対しまする提案理由の説明並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一由(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十三議案第四十一号福生市消防団条例の一部、

を改正する条例を議題といたします。
本条について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 生子国利君登壇)

○市民部長(生子国利君) 議案第四十一号福生市消防団条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。
本条例の改正は、提案理由にありますとおり非常勤の特別職の職員の報酬改定に伴って、消防団員の報酬額も改正しようとするものでございます。まず改正率につきましては、特別職の改正率に準拠いたしまして、全体平均では七・四八%のアップ率でございますが、今回の改正につきましては、階級ごとの格差等を考慮し、一律に平均率とはいたしませんで、階級の階級に配慮いたしまして改正しようとするものでございます。

内容について御説明申し上げます。

第十二条中、団長十六万五千円を八千円アップいたしまして十七万三千円、四・八五%。副団長十二万九千円を十三万五千円に、四・六五%のアップ率。分団長九万三千円を九万七千円に、四・三〇%。副分団長六万三千円を六万六千円に、

四・七六%。部長五万六千円を五万九千円に、五・三六%。班長四万円を四万三千円に、七・五〇%。団員三万円を三万三千円に、一〇・〇〇%。以上、内容を改正しようとするものでございます。

適用につきましては、五十五年の四月一日から適用いたしたいということでございます。はなはだ簡単でございますが、説明を終わります。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本条に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十一号については、厚生委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本条は厚生委員会に付託されたい旨の動議

が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十四議案第四十二号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第四十二号福生市営住宅条例の一部を改正する条例につき、提案理由並びにその内容につき御説明を申し上げます。

本案は、市営住宅の建てかえに伴いまして、下水道を使用することとなり、また、市営住宅の入居者に対して、負担する費用のうちに新たに下水道使用料というものを加えようとするものでございます。

福生市の市営住宅条例第十四条におうまは、市営住宅の使用に、すなわち入居者は、一戸から五戸までに定めるものの負担しなければならぬというふうに規定されておりまして、その一戸では、法第十五条に規定する場合を除くほかの修繕費、これは壁工とか基礎とか上白、床、梁といったような修繕ではございません、小修繕のようなものは本人の負担ですということと、それから二番目に電気、ガス、上水道の使用料も本人の負担ですということになっておりまして、この二番目の電気、ガス、上水道の次に「下水道使用料」というものを加えようとするものでございます。なお三番はし尿、じんかい、排水、消毒、その他。四番五番それぞれ規定をされておりまして、この第十四条の第二号に下水道使用料というものを加えようとするものでございます。

大変雑駁でございますが、議案第四十二号に對します。提案理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。
○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。
たゞいま議題となっております議案第四十二号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)
○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

たゞいま石川慶一郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)
○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十二号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十五議案第四十三号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第三号)を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指図をいただきましたので、議案第四十三号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第三号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本補正予算(第三号)は、先ほど提案をいたしました報酬条例改定に関連をいたします人件費八百三十四万六千円、それから町会の掲示板の設置補助金百二十八万円、第四小学校、第五小学校の防音サッシ工事の追加分一千五百八十六万七千円、体育館の主競技場のブラインド取りかえ工事一千四百七万五千円、合わせて三千八百二十一万六千円を追加いたしまして、その財源といたしましては、防音サッシの補助金といたしまして一千二百二十九万九千円、さらに予備費から二千六百万七千円を振りかえまして編成をした次第でございます。その内容について申し上げます。

既決予算額八十九億九千七百九十七万七千円に一千二百二十九万九千円を追加いたしまして、その総額を九十億一千十八万六千円にしようとするものでございます。次に、その内容について御説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、国庫支出金一千二百二十万九千円、これは第四小学校並びに第五小学校の防音機能復旧工事、いわゆるサッシ事業の補助金でございます。四小分六百六十三万三千円、五小分五百五十七万六千円の、合わせて一千二百二十万九千円でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

まず議会費におきまして六百三十六万六千円でございますが、これは議員報酬改定に伴います人件費でございます。

次に総務費におきまして三百八十一万八千円でございますが、これは市長給三十六万円、収入役給三十万円、それから助役給につきましては、助役さんが亡くなられましたので六十二万円の減額となりますが、そのほか期末手当、退職手当組合負担金等、それからさらに庁舎修繕費として五十万円、行政事務連絡員の報酬三十八万四千円、町会広報の掲示板設置の補助金百二十八万円等を合計しまして三百八十一万八千円の追加補正でございます。

次の農林水産業費におきまして七万二千円は、報酬改定に伴います農業委員会委員の報酬でございます。

次に商工費の十四万二千円、これは商業施設補助金でございます。街灯修理等に伴います補助金でございます。

それから消防費におきまして五十八万円の追加補正は、消防団員の団長以下の報酬改定に伴います人件費でございます。

教育費におきまして二千七百二十三万八千円の追加補正でございますが、教育長の給料三十万円、期末勤勉手当十二万三千円、退職手当組合負担金二十八万一千円等の人件費のほかに、第四小学校防音機能復旧、いわゆるサッシの工事監理委託料が九万四千円、第五小学校の同様監理委託料四万三千円、それから第四小学校のサッシの取りかえ工事追加分一千八十万円、第五小学校のサッシ取りかえ工事追加分四百九十三万円、体育館の主競技場グラウンド取りかえ工事一千万円等でございまして、合わせて二千七百二十三万八千円の追加計上でございます。

なお、先ほど申し上げましたように、予備費におきまして二千六百万七千円を補正をいたしまして、予備費におきましては総額一億二千八百二十二万六千円でございます。

以上、大變雜駁でございますが、議案第四十三号に對します提案理由並びにその内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) セーページの戦出の選挙費についてどうとお伺いいたします。御承知のように参議院議員の選挙費については、当初予算で計上されてまいりました。今回六万二千円の追加でございます。ここにありまうとあり九百三十万円となつておりますが、これに対する――前回もどなたか質問したと思うんですが、一般財源を部の委託金としてこういう仕事をやる上に立て少し一般財源を使うのが多いんじゃないかというふうな質問がありました。今回も当初予算と合せて一般財源を使うのが二百五十八万二千円。こういうふうになります。

ところが、衆議院議員の選挙においては、先ほど専決二号で承認されておりますが、これは委託費として六百三万四千円が来ていると、それで今回、こゝで二号で五千円の補正をしてありますが、一般財源は五千円で済む。

なぜ参議院議員選挙については同じ国の選挙でありながら、一方においては

二百六十万円近く一般財源を使わなければならぬ選挙でございますか。片や衆議院議員選挙においては五千円の一般財源の支出で済むのか。これに対してはどういうふうな根拠でこういうふうな一般財源を持ち出すことになつてゐるのかについて伺います。

○選挙管理委員会事務局長(乙津宗吉君) このたびの衆議院議員選挙につきましても、昨年の十月に行われました衆議院議員選挙費の交付金は六百三十万円ほどございまして、それと同じくらの金額を見込んでおられます。それが部の指導によりまして単独の選挙と同じくらの額を見込んでおられる組んでまいりたいという指導がございました。それでその額が昨年の衆議院選挙の交付金の額に近いものでございまして。

内容は、参議院と衆議院が同時に行われますので、参議院選挙単独にあつて不足するものを一応組んだわけでございます。本来、参議院選挙のみの選挙の場合は交付金だけではとても間に合わないということで、足りないといいことは繰り出してお願いしたということでございますが、今回の衆議院選挙につきましても、不足の分といたしますが、その分だけでございしますので、交付される金額で賄われ

ると、こういうことでございます。

それで参議院選挙に つうしても交付金でございますが、これは参議院は国会議員の選挙の件に関する法律によりまして今回改定があるわけでございますが、やはり昨年の衆議院の選挙並みぐらいしか交付の見込みがございません。したがって参議院の選挙に つうしては、先ほど議決いただいた際にこれだけの繰出金が必要ということでお認めいただいたわけでございます。

それで、その根拠でございますが、いまのところ根拠というものは持っておりません。一応、国から参ります内容は、投票所とか開票所の勤務の経費、それからあとは立会人とか、そういうった経費でございますが、特に福生の場合、コンピューター関係の経費が百六十万円ばかりありますので、その分が百六十万円市の方の持ち出しと、こういうふうなふうになります。この名簿作成費は国の方から若干来ますが、それはわずかなものでございます。もう一つのことでは、それとんど持ち出しというふうなふうになります。

○十六番(貫井喜代次君) 大体説明する意図のあらはわかるんですが、同時に選挙だから、そういうふうなことになる、経費の節減はそこでできるということ

はわかります。

しかし、参議院と衆議院だから違うというふうな面について疑念を感じざるわけですね……。

それとコンピューターが百五十万円以上かかるから、そういうものを市が持ち出すんだということに対しては、それでは委託金というものの性格はどういうものかというふうなことが、ここに出てくると思うんですね。その辺についての考え方を、一回お願いいたします。

○選挙管理委員会事務局長(乙津宗吉君) 当然委託金は先ほど申し上げました、国の選挙は国から全額予算の範囲内で来るわけでございますが、その範囲内で選挙が行われれば一応それでよろしいんですが、現在の情勢では、とても国の基準では間に合わないという関係がございまして、その不足分を市の方の持ち出しということをお願いしたいということでございます。別にこれという根拠もございませんで、その点申し上げて、そんなふうなことでございまして、選挙が何となく無事に終わらせられるよう、その予算を計上したという、そんなふうな考えでございます。

○十六番(貫井喜代次君) これは選挙費にかかわる問題ばかりじゃなくて、長年言われてきた超過負担、これは選挙費ばかりじゃなくて、いろいろの面で国でやらなければならぬ、あるいは都でやらなければならぬ、いわゆる義務的の事務や、そういうふうなものに対して余りにも財源の少ない、財政が悪いといふふうな市町村に対しても、依然として超過負担が多くなつてきているといふことは、まことにどうも遺憾なことであらうと思います。

したがって、こうした超過負担を少しでも少なくするために、より選挙費についていま申し上げました以外のものについても、そうした点についてひとつ御留意を願つて、極力超過負担のなくなるように、特に福生は財源のない市であるといふことはもう重々いふも申しでるところでありますので、その点をひとつ強く要望しておきます。ありがとうございました。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第四十三号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本会には総務、建設、厚生、三常任委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十三号は、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第四十四号下水道事業の事務の委託についてを議題といたします。

本会について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第四十四号下水道事業の事務の委託につづまして御説明申し上げます。

福生市の公共下水道のうち汚水計画でござりますけれども、その一部を羽村町の第六処理分区ハ・ニへカナルを福生から羽村へ流出するというような計画になっております。

具体的に場所を申し上げますと、旧アサノポール付近で、玉川上水のいわゆる下段になります。その部分が勾配的に福生市でとれないというようなことで、羽村町へその処理を委託しているというような経過になっておりまして、これに関連しまして、本日は議案として御提案申し上げます。

すでにこの事業につきましては、昭和五十三年十二月に負担率をこの当該地域の計画人口割りとしたしまして、福生市長と、それから羽村町長との間で協定が締結されております。昭和五十三年度、さらに五十四年度、この二カ年におきましてこの事業は完了しております。それで今回御提案を申し上げますものは、そのでさうがりました施設の維持管理を、地方自治法第二百五十二条の第十四項の規定に基づきまして、規約を定めまして羽村町へ委託しようというものでござります。

それではこの規約の内容につきまして概要を御説明申し上げます。

第一条につきましては、委託事務の範囲を規定しようとするものでございまして、福生市の羽村第六処理分区の汚水を流域下水道へ流入させる施設の維持管理につきまして、羽村町へ委託しようとするものでござります。

それから第二条は、委託事務の執行及び管理につきまして羽村町がこれを行うというような内容でござります。

それから第三条につきましては、委託事務に要します経費の負担に関する規定でございまして、福生市長、羽村町長が協議して、福生市の負担におきましてこれをするという内容でござります。

それから第四条並びに第五条でござりますが、これは委託事務にかかります経費及び清算についての諸規定を定めているものでござります。

第六条は、前第五条に規定しておりますもの以外で、委託事務の管理に對しまして必要な事項は福生市長及び羽村町長が協議して定めるという内容でござります。

それから附則におきまして、この規約は東京都知事に受理された日から施行する旨を規定しております。